

ますます複雑・深刻化する 新時代の労務・安全衛生管理への対応

インターネット受講も可能です

クレーマーとカスハラ



情報漏洩・サイバー攻撃



LGBTQ雇用時の労務管理



失われた30年と今後の労務管理



発達障害を含む障害者雇用



5つの労働重大
問題の対策を

5人の労働専門
弁護士が解説

主催 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

令和4年度 労働トラブル防止総合講座 ご案内

1991年から現在までは“失われた30年”とも言われ、経済が低迷しておりますが、この間企業を取り巻く環境も大きく変化しております。グローバル化・ICT化が急速に進み、ストレスが増加する中、労働者・顧客との関係が変わり、企業の責任が重くなり、深刻な紛争も増加しております。また、非正規労働者、障害者、外国人、LGBTQ等の多様な人材を考慮した、企業経営、労務・安全衛生管理を行うことが不可欠です。

そこで愛知県下各労働基準協会では、労働分野で活躍される弁護士に下記の内容をお聴きする、全5回の「労働トラブル防止総合講座」を本年度も開催します。ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

● **会場** 一般社団法人 名北労働基準協会「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1

「栄町」から瀬戸線・徒歩8分 「名古屋駅」から市バス・徒歩20分 近隣格安有料駐車場多数あり

● **時間** 午後1時30分～午後4時30分

インターネット受講も可能です

● **費用**

区分	回数	1回	5回
会員		6,310円	26,500円 (5,050円割引)
非会員		8,350円	35,070円 (6,680円割引)

インターネット受講も同額
(資料代・消費税含む)

● **総括テーマ** ますます複雑・深刻化する新時代の労務・安全衛生管理への対応

第1回 令和4年6月23日(木) ※開催終了

パワハラ指針でも望ましい取り組みを明示

「クレーマー・カスタマーハラスメントへの企業が取るべき対応」

西脇法律事務所 所長 弁護士 西脇 明典 氏

日本におけるクレームは、本来の意味の「賠償や保証を要求する」に加え、「苦情」の意味も含まれております。企業に対するクレームは、企業に瑕疵がある、あるいは改善の余地がある場合は、真摯にこ



れに対応するのが企業の義務です。

しかし、中には理不尽な要求を執念深く続ける悪質なクレーマーもあり、企業活動を阻害し、労働者を疲弊させ精神障害を発症させられる事例も多いです。

さらには、脅迫、威力業務妨害等の犯罪にあたるクレームもあり、昨今は病的なクレーマーが、企業の経営者・労働者・他の顧客まで舞い込む、傷害・殺人事件を起こすことも、社会問題となっております。

なお、厚生労働省はパワハラ防止指針の中で、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)について、行うことが望ましい取組内容を示しております。

悪質なクレーマーには、組織としての毅然とした対応が不可欠で、その対策をお聴きします。



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。労働問題をめぐる使用者・企業側の立場による、訴訟、労働審判、団体交渉の対応、相談を行い、事業主団体等での労働関係講演も数多い人気講師。労働基準協会主催講習でも18年間講師を担当。経営法曹会議幹事。元愛知労働局紛争調整委員会あっせん委員。元愛知県産業労働部労働福祉課労働相談員

※ インターネット受講を受け付けています。詳しくはお問合せください。

令和4年4月より改正個人情報保護法施行

「企業における情報通信管理の在り方とテレワーク等も考慮した社員に対する就業管理」

成田・長谷川法律事務所 パートナー弁護士 長谷川 ふき子 氏

情報漏洩等の数々の事故が発生しており、企業は損害賠償と防止対策に経費を払うこととなり、信用が失墜します。事故原因のおよそ半数は、「紛失・置き忘れ」「誤操作」といったヒューマンエラーによるもので



外部からの「不正アクセス」も、より巧妙化し急増中です。

国家ぐるみが疑われる海外からのサーバー攻撃は激しさを増し、新型コロナウイルス感染を契機に、今後さらに増加するテレワークも、情報管理が脆弱であることが多く、情報通信事故が発生し易い状況となっております。

情報通信管理の誤りで被害を被るのは、大企業だけでなく、行政機関・中小企業も例外ではありません。

そんな中、個人情報保護法が令和4年4月より改正施行され、企業にはより厳密な管理が求められます。

適正な管理を行い、事故発生を防止するためには、情報通信管理部門が万全な対策を講じ、その活用規定を拡充し、加えてそれを全社員に順守させる、就業管理も不可欠です。実施のための総合的な対策をお聴きします。



【講師プロフィール】

東京理科大学理学部卒業後、東京大学法学部に再入学し卒業時に司法試験に合格の異色の理系女子弁護士。愛知県弁護士会元副会長。愛知労働局紛争調整委員会委員、愛知県弁護士会労働審判制度対策特別委員会委員、愛知県弁護士会両性の平等委員会委員。経歴を生かし、化学薬学分野等の医療機関問題、情報管理問題への対応・講演も多い。

第2回 令和4年8月30日(火)

LGBTQ(性的少数者)への対応を含む 「企業における性別把握と 適正な労務・安全衛生管理」

宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮澤俊夫氏

LGBTQ(性的少数者:LG 女性・男性同性愛者、B 両性愛者、T 性別と自認性別が不一致、Q 性別が決められない等)への理解が高まり、雇用の場においてもLGBTQも含め、多様性が当たり前の社会が実現しつつあります。



厚生労働省も性自認の多様な在り方に対応するため、履歴書様式例の性別欄を任意記載とするものとし、事務所衛生基準規則を改正し、男性用と女性用に区別しない「独立個室型の便所」の規定を設けました。

一方、労働基準法では労働者名簿への性別の記載を義務づけており、一定の坑内・危険有害業務については、就業を制限しております。また、男女雇用機会均等法等では、男女間格差の解消のため、女性のための募集・採用・配置等で優遇する等の、例外扱いを認めております。

性別把握は不必要な場合も多いですが、企業活動では女性の保護と活躍促進のため、必要な場合もあります。

LGBTQを含む性別把握の扱いと、法令上必要となる性別による労務・安全衛生管理をお聴きします。



【講師プロフィール】

金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、ち密な解説には定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。

日本だけがGDPは横這い、賃金は減少 「失われた30年間の日本の労働環境の変化と 企業を伸ばす就業規則」

那須・岩崎法律事務所 弁護士 岩崎友就氏

かつて「ジャパン アズ ナンバー1」と言われ世界を凌駕した日本経済も、1991年からのバブルの崩壊後は落ち込み、1995年以降は名目GDPは世界3位であるものの、先進国の中で唯一横這い、実質賃金指数は唯一減少し、まさに「失われた30年」といえる状況です。



政策、企業経営の失敗、またグローバル化、ICT化に乗り遅れた等の理由が考えられておりますが、この間日本の労働環境も、大きく変わっております。

日本の経営を支えた三種の神器「終身雇用」「年功序列」「企業内組合」は死語となり、非正規労働者が増加し、企業と労働者との関係が希薄となり、労使紛争も後を絶ちません。司法の場での厳しい解雇の扱いも、非正規労働者の登用の壁となります。

労使紛争を防ぎ、労使一体となれば、個々の企業を繁栄させ、日本も再び世界での競争力を取りもどせます。

その大事な労務管理を担うのが就業規則です。企業を伸ばす就業規則の作成についてお聴きします。



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。使用者・企業側弁護士として数多くの訴訟、労働審判及び団体交渉等の代理人を務めるほか、人事労務問題をはじめとする企業活動にまつわる法律相談に応じている。働き方改革関連法や同一労働同一賃金原則など企業の労務問題に関するセミナーの講師も務める。経営法曹会議会員。労働トラブルを防ぎ、企業を繁栄させる就業規則の作成、改定を行う。

発達障害・発達障害が疑われる労働者への対応を含む 「障害者雇用における 企業に求められる労務・安全衛生管理」

庄司法律事務所 所長 弁護士 庄司俊哉氏

現在の障害者雇用率は民間企業で2.3%で、多くの障害者が企業内で活躍しております。一方、労務・安全衛生管理の上での配慮も必要で、その不備やコミュニケーション不足により、労使紛争となった、健康を損なった、労働災害が発生した等の事案も発生しており、企業が責任を負うこととなりかねません。



特に企業が対応に苦慮されるのが発達障害で、生まれつきみられる脳の働き方の違いにより、幼児のうちから行動面や情緒面に特徴がある状態です。

自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症(ADHD)、学習症(学習障害)、チック症、吃音などが含まれます。

職場でのコミュニケーション、対人関係がうまくいかず、誤解されず、上司、同僚との軋轢を生むことがあります。

しかし、脳機能の障害によるものだと、周囲の人が理解し接すれば、卓越した能力を発揮できる分野も多く、職場の貴重な戦力となり得ます。

発達障害・発達障害が疑われる労働者を含む障害者雇用に関する、労務・安全衛生管理の留意点をお聴きします。



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。労働災害、過労死、過労自殺をめぐる安全配慮義務等に関する数々の講演を行う。弁護士会の裁判劇を手掛け、愛知県下各労働基準協会が上演する90分の労働災害劇「波紋ある工場の悲劇」、労使紛争解決手続の3つの実演劇の脚本、劇中解説も担当。元愛知県弁護士会副会長。元愛知労働局紛争調整委員。

●会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約一万人受講される会場です。

●インターネット受講について

- ・会場実施日の一週間後より視聴が可能です。
- ・視聴パスワードと視聴の手順は、視聴開始日までにお知らせします。
- ・視聴可能期間は一週間です。
- ・開催終了回については、インターネット受講にてお申込可能です。視聴期間等の詳細はお問合せください。

【会場アクセス】

「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
 「地下鉄」市役所駅①番出口より徒歩12分
 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

申込要領 申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133
 一般社団法人 名北労働基準協会 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

講習会等申込書(コピー可) 令和4年度 労働トラブル防止総合講座 申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会			会員番号		名北労働基準協会のみご記入ください。
事業場名				TEL () -	FAX () -	E-mail
所在地	〒	事業内容		労働者数	名	
受講者名	区分	氏名	所属部署・職名	受講区分(会:会場受講 イ:インターネット受講) ※受講日に○、受講方法にレを記入。		ご案内送付先
	ご記入不要です			<input type="checkbox"/> 全研修(会・イ) <input type="checkbox"/> 6月23日(イ) <input type="checkbox"/> 8月30日(会・イ) <input type="checkbox"/> 10月28日(会・イ) <input type="checkbox"/> 12月9日(会・イ) <input type="checkbox"/> 2月20日(会・イ)		受講者・担当者(部署名) ○をつけてください 様
				<input type="checkbox"/> 全研修(会・イ) <input type="checkbox"/> 6月23日(イ) <input type="checkbox"/> 8月30日(会・イ) <input type="checkbox"/> 10月28日(会・イ) <input type="checkbox"/> 12月9日(会・イ) <input type="checkbox"/> 2月20日(会・イ)		会費支払時期 令和 年 月 日

・開催終了した回は、インターネット受講としてお申込受付いたします。
 ・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。